

## 福島県認定こども園の認定の基準を定める条例

### (定義)

第一条 この条例において使用する用語は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号。以下「法」という。）において使用する用語の例による。

### (認定こども園の認定の基準)

第二条 法第三条第一項第四号及び同条第二項第三号の条例で定める認定の基準は、別表のとおりとする。

### 附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 次の各号のいずれかに掲げる施設が認定こども園の認定を受けようとする場合における別表の三のエ及びクの規定の適用については、同表の三のエの規定中「大きい」とあるのは「小さい」と、同表の三のクの規定中「次に掲げる基準」とあるのは「次に掲げる基準のいずれか」とする。
  - 一 この条例の施行の日から二年を経過した日までに学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第四条第一項の規定により認可を受けた施設及び国立大学法人法（平成十五年法律百十二号）第二十三条の規定により設置された施設
  - 二 この条例の施行の日から二年を経過した日までに児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第三十五条第三項の規定による届出をした施設、同条第四項の規定により認可を受けた施設及び同法第五十九条の二第一項の規定による届出をした施設
  - 三 法第三条第二項に規定する幼保連携施設（以下「幼保連携施設」という。）であつて当該幼保連携施設を構成する幼稚園又は保育所等が前二号のいずれかに該当するもの

### 別表（第二条関係）

#### 一 職員配置等

ア 次の表の上欄に掲げる保育する子どもの区分に応じ、同表の下欄に掲げる数（その数に小数点以下一位未満の端数があるときは、これを切り捨てて得た数）を合算して得た数（その数に一未満の端数があるときは、これを四捨五入して得

た数（その数が二未満のときは、二）以上の保育に従事する者（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則（平成十八年 文部科学省 令第三号）第四条第三号に規定する認定こども園の長（認定こども厚生労働省 令第三号））を除く。）を置くものであること。

<p>一歳未満の子ども</p>	<p>上欄に掲げる子どもの数を 三で除して得た数</p>
<p>一歳以上三歳未満の子ども</p>	<p>上欄に掲げる子どもの数を 六で除して得た数</p>
<p>短時間利用児（三歳以上の子どものうち学校教育法第二十三条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行う時間として認定こども園の認定を受けようとする者又は設置者が定めた時間（以下「共通利用時間」という。）のみを利用するものをいう。以下同じ。）</p>	<p>上欄に掲げる子どもの数を 三十で除して得た数</p>
<p>長時間利用児（三歳以上の子どものうち短時間利用児以外のものをいう。以下同じ。）のうち四歳未満のもの</p>	<p>上欄に掲げる子どもの数を 二十で除して得た数</p>
<p>長時間利用児のうち四歳以上のもの</p>	<p>上欄に掲げる子どもの数を 三十で除して得た数</p>

イ 三歳以上の子どもについては、共通利用時間について当該子どもによる学級を編制するものであること。この場合において、一学級の子どもの数は、三十人以上

下とするものであること。

ウ イに規定する学級を一人以上の職員（園長を除く。）に担当させるものであること。

エ 学級担任（イに規定する学級を担当する職員をいう。以下同じ。）の三分の一以上を幼稚園教諭の普通免許状（教育職員免許法（昭和二十四年法律第四百七十七号）第四条第二項の普通免許状をいう。以下同じ。）を有する者とするものであること。

オ 共通利用時間以外の時間において子どもの保育に従事する者（園長を除く。）の三分の一以上を保育士とするものであること。

## 二 職員資格

ア 三歳未満の子どもの保育に従事する者にあつては、保育士であること。

イ 学級担任にあつては、常勤かつ専任の職員であつて、次のいずれかに該当するものであること。

(1) 幼稚園教諭免許状所有者（幼稚園教諭の普通免許状又は幼稚園助教諭の臨時免許状（教育職員免許法第四条第四項の臨時免許状をいう。）を有する者をいう。以下同じ。）

(2) 保育士であつて知事が別に定める要件を満たすもの

ウ 共通利用時間以外の時間において子どもの保育に従事する者にあつては、次のいずれかに該当する者であること。

(1) 保育士

(2) 幼稚園教諭免許状所有者であつて知事が別に定める要件を満たすもの

## 三 施設

ア 二歳以上の子どもの保育を行う場合にあつては、保育室又は遊戯室（以下「保育室等」という。）を設けるものであること。

イ 保育室等の床面積のうち二歳以上三歳未満の子どもの保育の用に供する部分の床面積は、当該子どもの数に一・九八平方メートルを乗じて得た面積以上であること。

ウ 屋外の遊戯場又は運動場（以下「屋外遊戯場等」という。）を設けるものであること。ただし、認定こども園の認定を受ける施設（以下「認定対象施設」とい

う。)の付近に屋外遊戯場等に代えることのできる場所として次のいずれにも該当する場所を確保できる場合にあつては、この限りでない。

- (1) 子どもが安全に利用できる場所
  - (2) 日常的に利用できる場所
  - (3) エに規定する基準により算出した屋外遊戯場等の面積以上の面積である場所
- エ 屋外遊戯場等の面積は、次に掲げる面積のうちいずれか大きい面積以上の面積であること。

(1) 二歳以上の子どもの数に三・三平方メートルを乗じて得た面積

(2) 二歳以上三歳未満の子ども数に三・三平方メートルを乗じて得た面積に、

次の表の上欄に掲げる学級数の区分に応じ、同表の下欄に定める面積を加えて得た面積

一	三百三十平方メートル
二	三百六十平方メートル
三	四百平方メートル
四以上	四百平方メートルに学級数から二を減じて得た数に八十平方メートルを乗じて得た面積を加えて得た面積

オ 調理室を設けるものであること。ただし、三歳以上の子どもに対する食事の提供について、認定対象施設外で調理し、及び搬入する方法（以下「外部搬入方式」という。）で行う場合にあつては、この限りでない。

カ 二歳未満の子どもの保育を行う場合にあつては、乳児室又はほふく室を設けるものであること。

キ 乳児室の床面積にあつては二歳未満の子ども数に一・六五平方メートルを乗じて得た面積以上、ほふく室の床面積にあつては当該子どもの数に三・三平方メートルを乗じて得た面積以上であること。

ク 次に掲げる基準を満たすものであること。

- (1) 建物の床面積（三歳未満の子どもの保育の用に供する施設の床面積を除く。）は、次の表の上欄に掲げる学級数の区分に応じ、同表の下欄に定める面積以上であること。

一	百八十平方メートル
二	三百二十平方メートル
三以上	三百二十平方メートルに学級数から二を減じて得た数に百平方メートルを乗じて得た面積を加えて得た面積

- (2) 保育室等の床面積のうち三歳以上の子ども保育の用に供する部分の床面積は、当該子どもの数に一・九八平方メートルを乗じて得た面積以上であること。

ケ 認定対象施設が幼保連携施設である場合にあつては、知事が別に定めるときを除き、幼稚園及び保育所等の用に供される建物及びその附属設備が同一の敷地内又は隣接する敷地内にあるものであること。

#### 四 食事の提供

ア 保護者の求めに応じて行うものであること。  
イ 自ら設置した調理室を用いて行うものであること。ただし、認定対象施設が幼稚園又は幼保連携施設である場合であつて、次に掲げる基準を満たす外部搬入方式により行うことができるときは、この限りでない。

- (1) 業者と契約する場合にあつては、認定対象施設の設置者が当該業者と契約を締結し、かつ、契約書を作成するものであること。  
(2) 栄養士の指導を受けて行うものであること。  
(3) 子どもの年齢、健康状態、身体状況等に応じて行うものであること。

#### 五 教育及び保育の内容

子どもに対する教育及び保育に関して、次に掲げる事項を定めた計画を策定して

いるものであること。

ア 基本的な方針

イ 子どもの年齢に応じた教育及び保育の内容

ウ その他知事が定める事項

六 保育に従事する者の資質の向上

保育に従事する者の資質の向上に関し次に掲げる事項を定めた計画を策定し、及び当該計画に基づき保育に従事する者の研修を行うものであること。

ア 基本的な方針

イ 子どもの年齢に応じた保育に関する研修の内容

ウ その他知事が定める事項

七 子育て支援事業

子育て支援事業に関し次に掲げる事項を定めた計画を策定し、及び当該計画に基づき子育て支援事業を行うものであること。

ア 基本的な方針

イ 子育て支援事業の内容

ウ 地方公共団体との連携の内容

エ その他知事が定める事項

八 管理運営等

ア 開園日及び開園時間は、保護者の就労の状況等の地域の実情に応じて定められているものであること。

イ 保育に欠ける子どもに対する保育時間は、一日につき八時間を標準とし、保護者の労働時間その他の家庭の状況等を考慮して定められているものであること。

ウ 施設が提供するサービス（以下「保育サービス」という。）に関する情報を開示するものであること。

エ 子どもの募集及び選考の方法が公正なものであること。

オ 子どもの生命又は身体の安全を確保するために必要な措置を講じるものであること。

カ 保険の加入その他の施設において事故等が発生した場合の補償のために必要な措置を講じるものであること。

キ 保育サービスに係る自己評価又は外部評価を行い、及びその結果の公表等を行うものであること。

ク 保護者からの苦情等に適切に対応するために必要な措置を講じ、かつ、当該措置を保護者に周知するものであること。

#### 九 その他

認定対象施設が児童福祉法第五十九条第一項に規定する施設のうち同法第三十九条第一項に規定する業務を目的とするものである場合にあつては、同法第四十五条第一項の規定により厚生労働大臣が定める児童福祉施設の設備及び運営についての最低基準を満たすものであること。